

佐久市内山字苦水 太陽光発電所建設計画説明会議事録

株式会社グッドライフ

3月16日(月)の佐久市内山字苦水での住民説明会で、株式会社グッドライフの塚原、後藤が太陽光発電所建設計画の説明会を行いました。建設予定地は佐久市内山字苦水1762及び1766の二区画です。それぞれ1449平米と1349平米で、両者それぞれ166枚、97.94kw/hの発電能力を持つパネル（カナディアンソーラー製（中国製）・25年出力保証付き）、パワーコンディショナー（Huawei（中国）製）を設置する予定です。施工方法としては、深さ1.4～1.6メートル、地上高1.6～1.8メートルのスクリーパイルを埋め込む形を採用し、風速30m/sや積雪60cmに耐えられる設計となっています。管理計画は、長野県・佐久市の条例に準拠していること、土砂災害特別警戒区域外に設置すること、弊社にて年3～4回の除草作業、遠隔監視システムの導入、損害保険への加入をすることなどを確認いたしました。説明会では、契約締結や管理体制についても議論し、地域住民との信頼関係の構築が重要であるという弊社の意思を示しました。

議題

1. 太陽光発電所建設プロジェクトの概要
2. 計画地の詳細
3. 施工方法と技術仕様
4. 除草作業、電気点検、遠隔監視システム、損害保険の加入等管理体制と運用計画
5. 契約締結の進め方、管理会社の継続的な関与など地域住民の方との合意について

ご意見・ご質問	回答
1. 施工前のルート確認について	- 工事開始2-3週間前に詳細ルートを回覧板で通知いたします。 - 通行止め時は警察に届出をします。 - 地域の希望する時間帯に配慮して工事を実施いたします（日時等） - 施行前に写真を撮影し、道路状況を記録します。
2. 土日施工について	- 土日の作業は行いません。 - 平日のみ施工いたします。 - 通勤・通学時間を避けて作業いたします。
3. 雨水対策について	- 役場の指導に従い浸透側溝を設置いたします。

	- パネル下部に集中的に浸透設備を設置するなどの雨水対策を強化することで水の流出を防ぎます。 - 事前に浸透試験を実施します。 - 行政の指導に基づく詳細な計画を立てます。
4. 地下浸透への影響について	- パネル洗浄は水のみ使用します（化学製品を用いた管理は実施しません）。 - 地下への化学物質流入を防止し、井戸への影響を最小限に抑えます。
5. 植栽について	- 要望があれば対応可能です。 - その場合、ロビンや生垣などを検討し景観への影響を最大限抑える配慮をします。
6. 行政指導について	- 長野県・佐久市の条例に準拠した計画と施行を行います。 - 浸透試験のデータを提出し、必要があれば情報開示を行います。 - 指導に従った詳細な施工計画を行います。 - 災害時の保険対応について弊社で責任を負います。
その他 協定書に関して	・ 約束するという確約として協定書を弊社で作成します ・ 協定書の主な内容は以下です。 a. 管理会社は常にグッドライフが関与すること b. 事業者変更時は区の承諾が必要となること c. 所有者変更時も協定内容を継続すること d. 地域へ協力金をお支払いすること e. 地域との共存を重視して開発すること これらをお約束します。 ・ 案件一件ごとに作成いたします。そのため、以前佐久市香坂では協定書を30案件ごと、30部を作成しました。

事業基本計画書に係る意見書

令和7年4月18日

受付番号：第 140 号	発電設備の所在地 長野県佐久市内山字苦水 1766
事業者名：株式会社グッドライフ 代表取締役 小泉 翔建	
意見及び指示事項	協議結果
1 対象地は周知の埋蔵文化財包蔵地でないため現状では届出等はありません。 しかし、工事中に遺構や遺物等の遺跡と認められるものが発見された場合は、文化財保護法93条に基づく届出が必要であり、発掘調査等が必要になる場合もあります。 工事中に遺構や遺物とみられるものが発見された場合は速やかに文化振興課文化財事務所にご連絡ください。 (文化振興課)	1 承知しました。 2 承知しました。 3 承知しました。 4 承知しました。 5 承知しました。
2 開発予定地の一部は土石流による土砂災害警戒区域にあることから、災害発生時に当該土地への土砂が流入する恐れがあります。 開発にあたっては、災害想定及び災害発生前後の対応策を踏まえ、地域住民に説明するとともに、文書等をもって対策を確実に周知して下さい。 (危機管理課)	
3 当該土地の一部に土砂災害防止法に基づく、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）が含まれることから防災情報や気象情報に留意し、災害時の避難経路や避難場所について確認し、安全確保に努めること。 (道路建設課)	
4 官民境界を明確にし、境界杭等で明示してください。（土木課）	
5 既設道水路に影響が生じる場合は、打ち合わせを行い、必要があれば道路自営工事、占用等の許可を得てください。また、各	

関係機関との協議を十分行ってください。 (土木課)	
6 事業区域内の雨水は周辺の市道および水路に流出しないようにしてください。 (土木課)	6 承知しました。
7 工事車輛の経路上における公共物等の汚破損については、速やかに道路管理者に連絡した上で管理者の指示に従い、申請者工事車輛の経路上における公共物等の汚破損については、速やかに道路管理者に連絡した上で管理者の指示に従い、申請者の責任で復旧してください。 (土木課)	7 承知しました。
8 敷地内の土砂・碎石等が道路に流出した場合は、申請者で清掃等を行ってください。 (土木課)	8 承知しました。
9 敷地内の排水施設及び排水の流水方向等が分かる図面を提出してください。 (土木課)	9 承知しました。

意見及び指示事項について、協議結果は上記のとおりです。

令和 年 月 日

佐久市 環境部 環境政策課